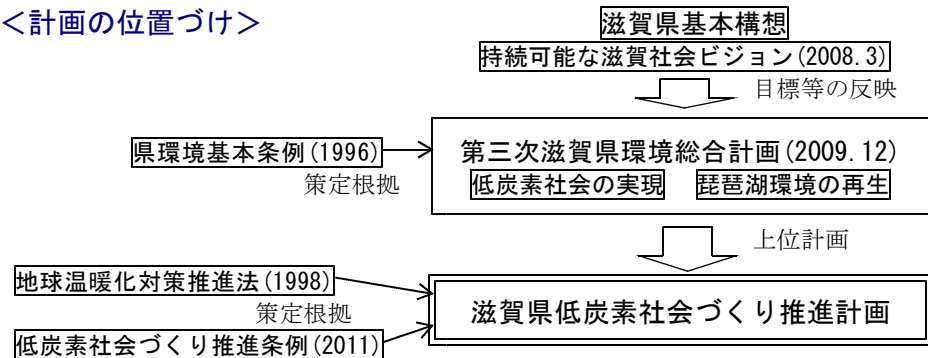


「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の概要

第1章 基本的事項

<計画の位置づけ>



<計画期間> 2011年度 ~ 2030年度
(社会動向の変化に対応するため、計画は5年おきに見直すこととし、世界・国の関連動向の大きな変化による計画内容の変更の必要時には見直す。)

第2章 地球温暖化対策の現状および取組等

<地球温暖化問題の状況>

- 世界、日本の平均気温はここ 100 年間でそれぞれ 0.7℃、1.1℃程度上昇。
県内の平均気温も 1.2℃上昇。琵琶湖表層の平均水温も 30 年間で 1℃程度上昇。暖冬となった平成 19 年には琵琶湖の全循環が大幅に遅れる現象が現れた。
- 世界の気温上昇を国際的に合意された 2℃上昇までに抑えるには、IPCC 第 4 次報告書によると、2050 年の CO₂ 排出量を 2000 年比 85~50%削減させることが必要。
- 地球温暖化の要因である化石燃料の国内での利用は、1 次エネルギーに占める依存率で 8 割以上と、依然高い割合。
- CO₂ の排出量は、世界では増加傾向。日本では 2008・2009 年度は減少したが、2010 年度は再び増加。
県域では日本の排出量の約 1%であり、近年は減少傾向。

<低炭素社会づくりの意義>

- 地球温暖化による社会影響や多額の被害損失への備え
- 化石燃料の価格上昇や枯渇への備え
- 災害等によるエネルギー需給ひっ迫時への備え
- 対策への投資による経済発展

<取組>

- 世界では、2005 年に京都議定書が発効。G8 首脳会議(2009 伊・ラクサット)においては、2050 年までに世界全体で 50%、先進国全体では 80%温室効果ガスを削減する目標について合意。
- 日本では、1998 年に地球温暖化対策推進法を制定、2005 年には京都議定書目標達成計画を策定。
2011 年には再生可能エネルギー特別措置法を制定。
- 県では、個人住宅の太陽光発電への導入支援などに取り組んできたほか、第三次滋賀県環境総合計画において 2030 年の温室効果ガス排出量を 50%削減する目標を設定。2011 年には行程表を作成、低炭素社会づくり推進条例を制定。

第3章 基本的な方針と目標

<低炭素社会づくりに向けた4つの基本方針>

- 「社会経済構造を転換する必要性の認識」 「全ての者の主体的かつ積極的な参画」
- 「関係者の連携・協働による多分野での取組」 「温室効果ガス排出抑制等と経済の持続的な成長との両立」

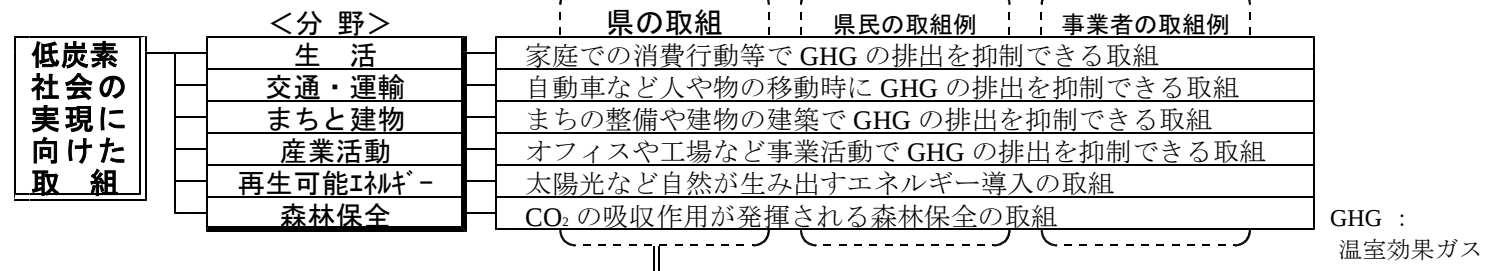
<目標> 2030年の温室効果ガス排出量が1990年比で50%削減されている低炭素社会の実現

<3.11震災影響への対応の考え方>

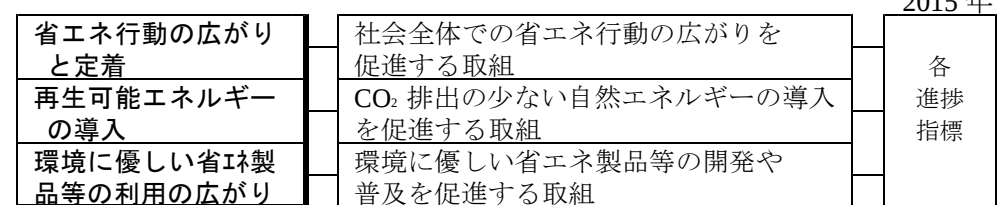
- 「省エネ行動の広がり」と定着」「再生可能エネルギーの導入」「環境に優しい省エネ製品等の利用の広がり」への重点的な取組が有効。
- 国のエネルギー政策などの方針が未定であることから、震災影響の定量的な予測は困難であり、短期的な温室効果ガスの削減の目標を設定するよりも、当面は、国の動向の反映や、重点取組を含めた低炭素社会づくりを着実に進め、上記の目標に向かっていくことが適当。

第4章 県域における取組

- 目標の実現に向けた、県の取組および県民・事業者の取組例を記載。
- 国や市町、関西広域連合についても、行程表も参考とした取組がそれぞれの機関において展開されるよう、各機関との情報交換や取組の連携等を図る。



<震災影響を踏まえた県の重点取組(再掲を含む)>



第5章 県の事務事業における取組

- 県の機関について、2015 年度に 2009 年度比で温室効果ガスを 9%削減することを目標とする。
- 従来から運用してきた「環境にやさしい県庁率先行動計画(グリーン・オフィス滋賀)」等の取組や進行管理をととして、今後とも県機関の省エネ・省資源化の取組を進める。

第6章 計画の進行管理

- 「滋賀県低炭素社会づくり推進本部」において、庁内各課との連携および調整を図りながら本計画を推進。
- 市町、関西広域連合、県地球温暖化防止活動推進センター等と連携を図りながら本計画を推進。
- 毎年度、温室効果ガスの排出量、県の取組の実施状況を取りまとめて、環境審議会に報告、公表。